

多賀城市教育大綱

(第三次多賀城市教育等の振興に関する施策の大綱)

令和8年3月

多 賀 城 市

はじめに

人口減少や少子高齢化、家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化に加え、地域社会におけるつながりや支え合いの希薄化、経済格差の拡大、自然災害や気候変動への対応、感染症の経験を踏まえた新しい生活様式、さらには AI やデジタル技術の急速な進展など、教育を取り巻く環境は一層複雑化しています。

こうした中だからこそ、変化の時代を主体的に生き抜く「生きる力」に加えて、他者を思いやる心・責任感・誠実さなどの道徳心と倫理観、人間の豊かさを涵養することに、地域や家庭、そして学校でも、しっかり取り組んでいかなければならないと考えます。

本市では、平成 28 年に策定した「多賀城市教育等の振興に関する施策の大綱」及び第二次大綱の対象期間満了を受け、切れ目のない取組を推進するため、新たに「第三次多賀城市教育等の振興に関する施策の大綱」を定めます。

この大綱のもと、「夢と希望が輝く誰もが成長できるまちづくり」を目指し、多賀城ならではの自然・歴史・文化といった地域資源を活かした教育施策を展開します。市長と教育委員会が協働し、「共創」の理念に基づき、質の高い本市らしい教育の実現に努めてまいります。

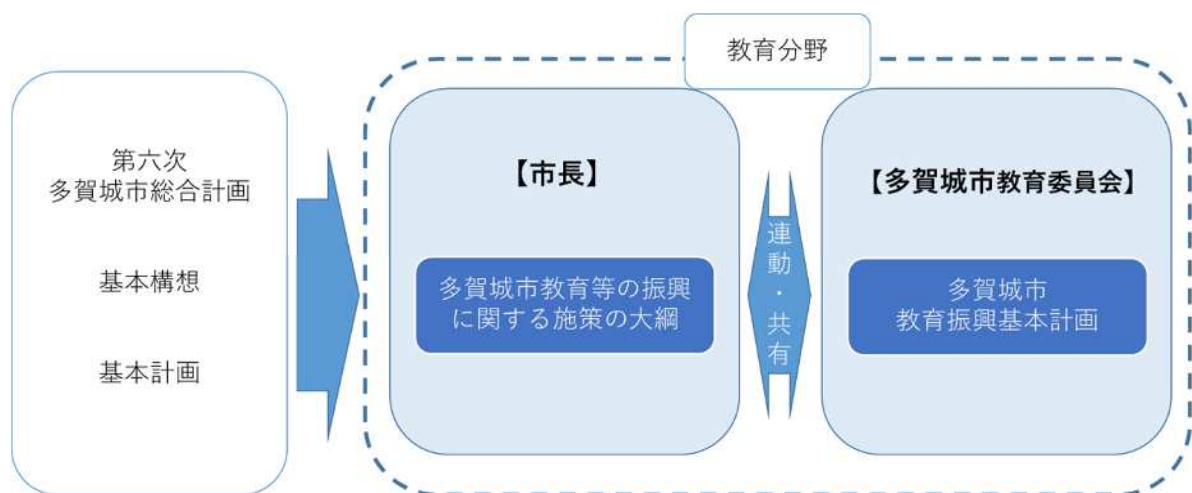
令和8年3月

多賀城市長 深谷 晃祐

1 策定趣旨と位置付け

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3の規定に基づく、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を総合教育会議での協議を経て、市長が定めるものです。

また、本大綱は、本市最上位計画である「第六次多賀城市総合計画」に将来都市像「日々
のよろこびふくらむまち 史都 多賀城」を実現するために定めた教育関連分野の施策内容を基に策定したものです。



第六次多賀城市総合計画基本構想

将来都市像（目指すまちの姿）

「日々のよろこびふくらむまち 史都 多賀城」

自然、歴史、文化、そして温かな人の輪に囲まれ、何気ない日々の中に、多賀城ならではの心豊かな喜びや幸せが感じられる、そんな暮らしを送ることのできる未来の多賀城を、私たちはみんなで協力し合って創ります。

2 大綱の構成

この大綱は、基本方針、基本目標、基本的施策で構成します。

なお、第六次多賀城市総合計画（基本構想・後期基本計画）との関係性は、次のとおりです。

第三次教育大綱	第六次多賀城市総合計画
基本方針	政策
基本目標	施策
基本的施策	基本事業

3 大綱の対象期間

第六次多賀城市総合計画後期基本計画に合わせ、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

4 第二次多賀城市教育大綱の検証

第二次多賀城市教育等の振興に関する施策の大綱は、第六次多賀城市総合計画前期基本計画における教育分野の内容に即したものとなっていることから、その成果と課題は、第六次多賀城市総合計画前期基本計画の教育分野の検証結果から抽出をしています。

(1) 学校・家庭・地域の連携による地域の教育力向上と活性化

学校支援地域本部の体制を基盤として地域学校協働本部へ発展させました。学校・家庭・地域が一体となって連携・協働しながら、地域ぐるみで未来を担う子どもたちを育てる体制を整え、学校教育活動の充実と地域力の向上、そして協働社会の構築を図り、「地域とともにある学校づくり」を推進しています。

(2) 教育相談体制の充実

たがじょう子どもの心のケアハウスを中心とした支援ネットワークを構築し、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを配置し、きめ細かい対応を行っていますが、不登校児童生徒数の減少には繋がられませんでした。学校支援だけでなく、不登校の要因となる家庭環境や集団不適應などに対する中長期的なアプローチが、今後必要となります。

(3) 教育環境の変化

NEXT GIGA に対応した ICT 環境整備のため、校務系・学習系ネットワークの統合や県域での統合型校務支援システムの共同調達に向けた検討を進めています。

また、学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向けて、部活動地域教育プロジェクト検討協議会を設置し、検討を重ねています。

(4) 安全安心な教育環境の整備

山王小学校長寿命化改良工事に加え、空調設備整備を行っています。

(5) スポーツ環境の整備

中央公園のスケートパークエリアにおける屋内外スケートパークや3×3コートが供用を開始しています。東北学院大学工学部跡地には、総合体育館及び市民プールを集約移転させるスポーツウェルネス施設の整備を検討しています。

(6) 文化観光の振興

文化財保護法の改正により、文化財の調査・研究を通じて、その価値を的確に把握し、適切に保存することに加え、地域の歴史や文化の魅力を活かした活用を図ることで、地域社会とのつながりを深め、次世代への継承につなげていくことが求められています。

多賀城南門や多賀城跡ガイダンス施設の整備に加え、国宝に昇格した多賀城碑など、多賀城跡周辺の賑わいが高まっており、こうした文化財の活用により、地域への関心や交流を促進し、観光の活性化などの経済的波及効果を生み出すことで、保存・継承の取組に好循環をもたらすことが期待されています。

5 第三次多賀城市教育大綱に向けた課題や社会環境の変化

第三次多賀城市教育等の振興に関する施策の大綱は、第六次多賀城市総合計画後期基本計画における教育分野の内容に即したものとなっていることから、課題や社会環境の変化は、第六次多賀城市総合計画後期基本計画の教育分野から抽出しています。

- 文化観光の推進
- 東北学院大学工学部跡地の大規模開発による中心市街地の高付加価値化
- 多賀城南門・多賀城跡ガイダンス施設・スケートパークを活用した特色ある地域活力の増進及び活性化
- 子育て支援の充実

6 基本方針

すべての子どもたちが、自らの可能性を最大限に発揮できるよう、教育を受ける機会ややりたいことに挑戦できる機会を平等に創出することで、興味・関心の発見、育む環境を整備します。

また、将来都市像を実現するための教育分野における基本方針として、第六次多賀城市総合計画基本構想に定める政策3「教育文化」分野の内容を基本方針として定めます。

夢と希望が輝く 誰もが成長できるまちづくり

夢や希望を持ち、地域社会で豊かに生きるための子どもたちの自らの意思による学びを支えられるよう、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育環境に意を配するとともに、地域社会全体で学びを支えることができる環境づくりを進めます。

日本を代表する史跡である多賀城跡などの歴史文化遺産を適切に保存継承し、その歴史や文化への愛着に繋がる活用を進めます。

また、多彩な文化活動が市民文化として根付き、市民が文化活動を行う場と優れた文化芸術に触れる機会を提供し、市民主体の文化活動を促進します。

さらには、歴史や文化を活用した本市ならではの学びや交流の機会づくりを進めます。

生涯にわたって学び続けるための機会づくり、地域文化の振興、生涯スポーツの促進を進めます。

教育環境充実
地域教育力向上

文化財保存・活用
文化芸術振興
歴史文化を活用した
学びの機会づくり

生涯学習活動促進
スポーツ活動促進

7 基本目標、基本的施策

多賀城市教育の基本方針実現に向けた基本目標や基本的施策として、第六次多賀城市総合計画後期基本計画に定める施策を基本目標、基本事業を基本的施策として定めます。

なお、第六次多賀城市総合計画後期基本計画においては、社会情勢の大きな変化に対応するため、基本事業の追加を可能としていますが、第三次多賀城市教育大綱における基本的施策においても同様とします。

(1) 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上

(目指す姿)

学校・家庭・地域が連携し、子どもたちの学びを支える地域社会が形成されることで、子どもたちがいきいきと安全に暮らすことができます。

(基本目標を取り巻く現状と課題)

- 地域における教育力の低下、保護者の孤立化などの課題や、学校を取り巻く課題の複雑化・困難化に対して、社会全体で対応することが求められています。そのためには、学校・家庭・地域が連携・協働していくことが必要不可欠であり、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）や地域学校協働活動の推進が重要です。
- 地域学校協働本部を設置しており、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進、家庭教育支援の充実により、保護者や地域住民が多方向から学校運営に携わることができます。これにより、子どもたちは学校だけでは得られない知識・経験を学ぶことができ、地域は教育力の向上が期待できます。
- 放課後の子どもの居場所づくりとして、「放課後子ども教室（わくわく広場）」を市内全小学校に設置し、地域住民との交流を通して児童に居場所と様々な体験機会を提供しています。

<基本的施策>

- 学校・家庭・地域の教育連携・協働の推進
- 青少年の健全育成

(2) 学校教育の充実

(目指す姿)

児童・生徒の確かな学力、豊かな心、健やかな体が育まれることで、夢や希望が持てる充実した学校生活を送ることができています。

(基本目標を取り巻く現状と課題)

- 全体の児童生徒数は減少傾向が続いていますが、中には増加している学校もあり、学校ごとに児童生徒数が大きく異なります。
- 国では、教育基本振興計画を定めており、学校教育下においては、夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力として、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成を推進しています。
- 不登校が顕在化している状況を受けて、学校、家庭、地域、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、子どもの心のケアハウス等が密接に連携し、対策等に取り組んでいます。
- 国では、GIGAスクール構想の次の段階として、デジタルツールを用いた学習の多様化や教職員の働き方改革、さらに児童・生徒一人ひとりの学びをより高度化・個別化するための新たな支援策が講じられています。
- 平成29年度以降国では、「地域に開かれた学校」から「地域とともにある学校づくり」への移行を提唱しており、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、子どもたちの豊かな成長を支える「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」が開始されました。本市においても、こうした動きに対応し、全校に「コミュニティ・スクール」を設置しました。
- 計画的な施設の大規模改造や全教室へのエアコン整備を行うなど設備更新を行っていますが、学校施設の多くが建築から年月が経過しており、老朽化が進んでいます。

<基本的施策>

- 確かな学力の育成
- 豊かな心の育成
- 健やかな体の育成
- 教育環境の保全と運営
- ICTを活用した教育の推進

(3) 生涯学習の促進

(目指す姿)

子どもから高齢者まで生涯にわたり、学習の機会や活動できる場があり、生きがいを持って地域社会に参画し、心豊かに暮らすことができています。

(基本目標を取り巻く現状と課題)

- 令和5年度に策定された国の第4期教育振興基本計画において、「生涯学習を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、当事者として地域社会の担い手となる」と、今後の教育政策に関する基本的な方針の一つとして示されています。地域社会に参画し、学びで得たものを還元できる仕組みが重要となっています。
- 学習や文化芸術に触れる機会が得られる場として、ソーシャルメディアなどの普及により、より自由に、いつでも、どこでも学ぶ選択肢があり、文化芸術に触れることができ、また、その成果を発信できる環境が整っています。一方、直接人と人との出会いや交流を通じた学びや体験の機会が減少している懸念があります。
- 本市には東北随一の文化交流拠点構想の中核施設であり、本市の文化芸術活動の中心的施設である文化センターと、「家」をコンセプトとした、市民の学びと発見の場となる市立図書館があります。これらの施設と、公民館、市民活動サポートセンター、東北歴史博物館、国宝「多賀城碑」や多賀城南門などの文化財の資源を生かした連携により、生涯学習の中でも特に、歴史や文化芸術に触れる機会に恵まれた環境になっています。

<基本的施策>

- 学びと発揮の機会の確保
- 文化芸術の振興
- 生涯学習施設の保全と運営

(4) スポーツ活動の促進

(目指す姿)

子どもから高齢者まで生涯にわたり、運動・スポーツに親しむ機会や活動できる場があり、運動・スポーツの楽しさや感動を分かち合い、活力をもって暮らすことができています。

(基本目標を取り巻く現状と課題)

- 健康のために運動・スポーツを楽しみながら適切に継続することで、健康寿命の延伸といったウェルネスの向上が期待されます。
- アーバンスポーツ・eスポーツなど様々なスポーツにふれる機会が広がっており、スポーツへの関わり方も「する・見る・支える」と多様化しています。世界で活躍するトップアスリートなどを応援することで、スポーツを通じた教育の実現が図られます。
- 令和8年3月に中央公園のスケートパークエリアの供用を開始しており、多様なスポーツ機会の創出に向けた取組を促進しています。
- 多賀城市総合体育館及び多賀城市市民プールは、小中学校プールの段階的廃止と併せて、市内中央地区へ集約し、だれもが、いつでも親しみ、楽しむことができる市民の生涯スポーツの推進拠点であるスポーツウェルネス施設として整備を検討しています。

<基本的施策>

- スポーツ機会の確保
- 社会体育施設等の保全と運営

(5) 文化財の継承

(目指す姿)

文化財が適切に保護・継承され、まちづくりに有効に活用されることで、市民が歴史と文化に誇りを感じることができています。

(基本目標を取り巻く現状と課題)

- 多賀城は古代東北の政治、軍事、文化の中心であったことから、市内には多くの遺跡が分布し、その範囲は、市域の約 4 分の 1 に及びます。文化財の保存と人々の営みのバランスを図りながら、歴史的風致の維持向上に努める必要があります。
- 多賀城跡附寺跡は遺跡の国宝ともいふべき特別史跡に指定されています。その重要性を市民はもちろんのこと、市外の方に対しても、PRすることが重要です。
- 令和 6（2024）年に多賀城創建 1300 年を迎え、多賀城南門の実物大復元や多賀城碑の国宝指定など、多賀城南門周辺の環境整備が進んでいます。さらに宮城県による政庁の復元構想も動き出し、多賀城跡の環境が大きく変化しています。平成 30 年度の文化財保護法改正により、文化財の保存と積極的な活用が求められていますが、多賀城南門を中心とした整備の進展は、文化財の活用とともに、観光人口の増加に繋がることが期待されます。
- 平成 28 年度に「政宗が育んだ“伊達”な文化」が日本遺産に認定されており、多賀城碑など 5 件が構成文化財に該当しています。
- 文化財の活用は、観光行政などほかの行政分野はもとより、地域住民の積極的な参画が必要です。改正された文化財保護法には、地域社会総がかりで継承に取り組むことが示されており、それぞれの地域がまちづくりを進める中で、地域の特色ある文化財の磨き上げと活用に対する期待が高まっています。特に、多賀城跡については、観光資源としての磨き上げが整いつつあることから、観光需要に加え、様々なイベント等での活用も積極的に受け入れていきます。
- 文化財の活用にあたっては、景観行政、観光行政など他の行政分野も視野に入れた総合的・一体的な取組が重要となってきています。

<基本的施策>

- 文化財の調査・保存の推進
- 文化財の活用促進
- 文化財の普及啓発

8 教育委員会と市が横断的に取り組む分野

第六次多賀城市総合計画基本構想において、将来都市像実現に向けて戦略的、横断的に実施する大きなまちづくりの方向性として3つの重点テーマを次のとおり定めています。

- 心も暮らしも豊かなみらいをつくるみんなが育つまち
- 震災の経験をいかしみんなの力がつながるまち
- 市民の誇りとなる多賀城らしい魅力をたがやすまち

この重点テーマに基づき、次に掲げる施策分野に連携して取り組みます。

(1) 子育て支援の充実

(目指す姿)

子どもの育ちや子育て家庭を支える地域社会が形成されることで、子ども一人ひとりが健やかに育つことができます。

<基本事業>

- 親子の健やかな育ちの支援
- 地域における子ども・子育て支援の充実
- 安定した保育の提供
- 子育ての経済的負担の軽減

(2) 地域資源を活用した賑わいの創出

(目指す姿)

本市ならではの魅力的な資源の付加価値を高めることで、観光客が増加し、賑わいを創り出すことができます。

<基本事業>

- 文化観光受入体制の強化
- 文化観光資源の魅力向上

(3) 内発的創造都市への挑戦

(目指す姿)

このまちへの愛着や誇りといったシビックプライドが高まり、本市ならではの地域資源をいかし、主体的に創造的な活動を行う市民の活躍がそこかしこに息づくとともに、その活躍を歓迎し、取り組もうとする意欲や行動を相互に理解し、尊重するような挑戦を育む環境が醸成されています。

<基本事業>

- 市民文化の創造
- まちづくり情報の共有と発信